

新設法人の消費税ってどうなるの？

平成25年1月1日以降用

※ここでの「売上」とは「消費税の課税売上」です
売上に代えて給与等支払額での
判定もできます。

新しく会社を作る予定があるけど、消費税はいつから納めることになるの？
法人成りするのだけれど、消費税で最も有利な設立時期は？

消費税の課税業者の新判定基準でズバリお答えします

※平成25年1月1日以降に開始される事業年度から適用

①半年で1,000万以上の売上が見込まれる場合（資本金1,000万未満）

設立1期目は7ヶ月間以下にすると2期目も免税

例えば26年3月末を決算日とする場合、設立日は25年9月1日で設立届を出す7ヶ月間です。

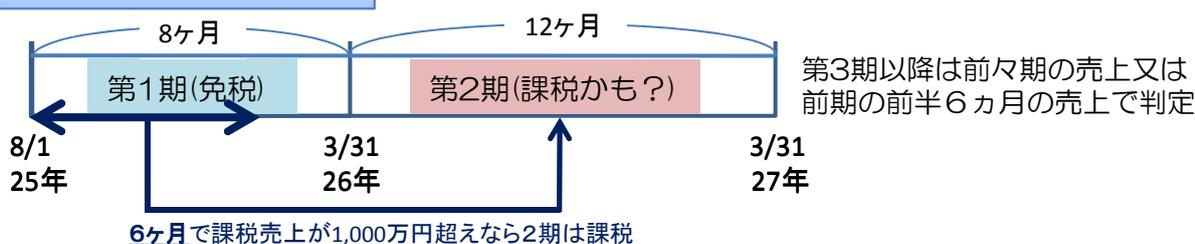
新判定基準では前の年度の始めの日から6ヶ月間(特定期間と呼ぶ)の売上で判定をしますが事業年度が7ヶ月以下である時は特定期間無しとされ、その翌期は免税となります。7ヶ月を超えると「特定期間あり」となり、その期間の売上によっては翌期から課税業者となる可能性があります。

これを図で見ると

I 第1期が7ヶ月の場合



II 第1期が8ヶ月の場合



となります。1期目がたった1ヶ月違うだけで2期目が免税になるか課税になるかもしれなくなるか変わってくるわけですね。

注意！ 法人設立後に決算期の変更をした場合は、その変更時期によって上のものとは違う判定になる場合があります。詳しくは国税庁のHPをご覧ください。

②半年で1,000万以上の売上が見込まれない場合（資本金1,000万未満）

設立1期目が何か月でも特に変わりはありません。

なお、**年間の売上**が1,000万円以下の場合には免税事業者となります。

※上記は課税事業者の判定例の一部です。

詳しくは国税庁のHPをご覧ください。お近くの税務署へお問い合わせください。